

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

したがって、これを再生させるとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源の確保が急務であり、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

地方税財源の充実確保を求める意見書

日本銀行が公表した9月の金融経済月報によると、我が国経済の先行きは、国内需要の底堅さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかに回復していくと言われている。

しかしながら、地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方交付税の増額による一般財源総額の確保が必要不可欠であるとともに、国・地方間の税財源配分を見直し、税収の安定的な地方税体系を構築する必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

地方単独事業を含めた社会保障関係費の自然増など増大する財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

2. 地方税源の充実確保について

住民生活に密着した基礎的な行政サービスを担う地方自治体においては、安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、税収の安定的な地方税体系の構築が求められているなか、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

また、平成26年度の税制改正に当たっては、住民生活に密着した基礎自治体の意見を十分踏まえ、真の分権型社会の実現を図るための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

少人数学級編成の早期制度化を求める意見書

今日、学校現場においては、不登校やいじめなどの課題が深刻化するとともに、障害がある子どもや虐待を受けた児童・生徒、国語指導など特別な支援を必要とする子ども等、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が求められている。

小学校における学級編成基準については、平成23年度の法改正により、小学校1年生の35人以下学級の実現が図られたものの、他の学年については、小学校2年生のみに加配措置が行われるにとどまっている。

和歌山県においては、小学校3年生から6年生についても、一学年2クラス編成までは38人以下学級、3クラス編成からは35人以下学級を実現しているが、標準法定数を超えて教員を配置せざるを得ない状況にある。また、平成25年度に小学校3年生になった子どもたちは、一部で学級編成が38人以下に見直され、これまでの少人数学級の推進に逆行することから、早急に制度としての全学年の少人数学級編成の実現が望まれている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、切れ目のない支援が必要であるが、日本の国内総生産に占める教育機関への公的支出の割合は、比較可能なOECD加盟国の中で最下位となっている。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、教育水準の維持向上を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 小学校2年生以上の学級編成について、少人数学級編成の早期制度化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

国土強靱化基本法の早期制定を求める意見書

東日本大震災は、全国各地に未曾有の被害をもたらす一方で、本県を含む紀伊半島においても、台風１２号による豪雨災害により甚大な被害を被った。

また、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生が予想されているなか、大規模災害から国民の生活、生命及び財産を保護するためのインフラ整備の重要性が再認識されている現状にあって、災害に強い国土づくりは喫緊の最重要課題である。

国土強靱化基本法は、防災、減災のための社会資本整備のみならず、経済、教育、社会科学、文化、福祉、医療など広範囲にわたり現制度を見直し、強さと同時に試練や変化に柔軟に対応できるしなやかな国土の創生を目指すものである。

よって、政府におかれては、大災害から国民の生命と財産を守り、我が国経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、今後長期間にわたって持続可能な国家機能及び日本社会の構築を図るため、国土強靱化基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年９月２７日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

